

令和5年度【臨時】沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年8月24日（木）
午後 2時06分～2時50分
場所 沖縄県庁9階ワーキングチーム室

出席者

委員 12名

(会場参加)

上原 亀一 委員

当真 聡 委員

大嶺 嘉昭 委員

新立 弘子 委員

天方 徹 委員

(Web参加)

赤嶺 博之 委員

池田 博 委員

八前 隆一 委員

大谷健太郎委員

藤田 喜久 委員

山川 彩子 委員

城間 恒浩 委員

事務局職員 3名

本永 文彦 (主任書記)

紫波 俊介 (主任書記)

秋田 雄一 (主任書記)

○事務局（秋田） すみません、大変お待たせいたしました。全ての参加者の皆さん、音声つながりましたので、定刻より少し遅れましたが、今から開催させていただこうと思います。

○事務局（紫波） 皆さん準備が整いましたので、委員会を始めさせていただきます。

本日、事務局長はお休みですので、私が代理で事務局を務めさせていただきます。

まずは資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書と、議案に対する添付資料の合計3種類でございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつものお約束事です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いいたします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。途中退

席される際は、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、今日はマイクはないんですけれども、挙手の上、マイクのほうに発言をお願いします。また、ウェブ会議参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

○事務局（紫波） それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見ありませんでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○事務局（紫波） ありがとうございます。不都合がある方は、画面共有して進行していきたいと思えます。なければ、画面共有しないで進行したいと思えますので、よろしくをお願いします。

では、ただいまより、令和5年度臨時沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、新立委員、当真委員、天方委員、大嶺委員の5名にお越しいただいております。ウェブでは、赤嶺委員、大谷委員、八前委員、藤田委員、山川委員、城間委員（池田委員接続準備中）の7名にご参加していただいておりますので、定員数15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いします。上原会長、よろしくお願ひいたします。

○上原議長 皆さんこんにちは。

（「こんにちは」という声、あり）

○上原議長 これから、議案の審議のほうに入らせていただきたいと思います。

本日の審議事項は1号議案のみでございます。

議案については、漁業権免許申請に係る適格性の審査及び免許の可否についての1題でございますので、よろしくお願ひをします。

なお、審議に入る前に、本日の議事録署名人には、会場参加の天方委員、あと、ウェブ参加の城間委員のお二方にお願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

【第1号議案 漁業権免許申請に係る適格性の審査及び免許の可否について（答申）】

○上原議長 では、早速、議事に入ります。

第1号議案 漁業権免許申請に係る適格性の審査及び免許の可否について提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（本永） 担当します本永といいます。

これより漁業権に係る議案の説明をいたします。

手元の資料、特に添付資料が、A4とA3の用紙が混在しています。あらかじめ、A3の用紙を机の上に広げておいてもらえますか。後ほど説明に関わりますので。折り曲げているので、ちょっと紙に癖があると思いますけれども、できれば伸ばしてください。

では、議案書をめくっていただいて、1ページから順を追って説明いたします。

漁業権免許申請に係る適格性の審査及び免許の可否についてです。

真ん中にある概要を見てください。

まず1、事前に公表された海区漁場計画に定められた漁業権について、ここにある法というのは漁業法です。漁業法第69条の規定による漁業権免許の申請がありました。

2、漁業権の免許証は9月1日付で交付されます。

3、知事は、申請者に免許するため、法第70条の規定に基づき、免許申請に係る適格性及び免許の可否について、当委員会の意見を聴いております。

その他に枠で、漁業法抜粋を載せていますので、まず、漁業の免許について、第69条では、免許を受けようとする者は、知事に申請しなければならないとあります。第70条が、申請があったときは、知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないというものです。

めくっていただいて、2ページです。

沖縄県知事から当委員会への諮問の文章になります。

8月21日付、沖縄県諮問農第7号。

令和5年4月28日付け農水第267号で公示した海区漁場計画に対し別添のとおり免許申請がありました。

申請者の免許についての適格性等に関する審査及び免許の可否について意見を聴きたいので漁業法第70条の規定により諮問しますとあります。

次、3ページ目なんですけど、県知事からの諮問に対して、当委員会は3ページにあるような内容で答申をします。

漁業権免許申請に係る適格性及び免許の可否について（答申）です。

令和5年8月21日付け沖縄県諮問農第7号で諮問のあったみだしの件

については、当委員会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記として、

- 1、免許についての適格性について。
- 2、免許をすべき者の決定について。

それぞれここに、委員会の意見が、後ほど審議した上で、文言を選んでいただくこととなります。

では、めくって4ページですが、審査の内容について、ざっくり法律の抜粋も含めて説明していきます。

4ページ目、1、海区漁業調整委員会への諮問。

申請件数は合計 436 件あり、審査結果は別表 1 から 4 のとおりである。この別表については、また後ほど説明していきます。

表を見ていただいて、漁業権には、共同漁業権、区画漁業権、これには5年免許と10年免許があります。最後に定置漁業権とありまして、海区漁場計画では合計 439 件立てました。これについて申請があったのが、合計 436 件です。本日の議案では、これ全てに、436 件に免許をしたいと考えております。計画に対して申請が3件少ない状況です。区画漁業権の5年免許で申請なしが1、同じ区画漁業権10年免許で申請なしで1、定置漁業権でも申請なし1がありますが、この3件についていずれも、海区漁場計画を立てた後、申請者が事業計画を見直した上で、今回は申請しないという判断をしたものです。

次、4ページのちょっと下のほう、2番、免許についての適格性の審査、(1) 免許をしない場合、免許申請について、法律第71条第1項に該当する場合は免許しないことになっているため、これを審査する必要があります。

5ページですね。

免許をしない場合とは、次に各号に該当する場合は、知事は漁業の免許をしてはならないとあります。

1号、申請者が適格性を有する者でないとき。これについては、また後ほど添付書類で説明します。

2号、海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。これは漁場計画に載っていない漁場の申請があったケースになります。

3号、漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

4号、漁場が、所有者または占有者の同意がないときになります。

(2) 免許についての適格性です。申請者について、法第71条第1項第1号により適格性がないとされる場合は免許しないことになっている

ため、これを審査する必要があります。

法律第 72 条で、免許についての適格性があります。

まず、個別漁業権と呼ばれる漁業の免許ですが、これは経営者が自ら経営する種類のものでして、1号では、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

2号で、暴力団員等であること。

3号で、法人であって、その役員又は使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者がある場合ですね。

4号に、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることとなります。

第2項で、団体漁業権の漁業の免許について触れています。

団体漁業権とは、漁協、漁業協同組合が取得する免許のことを指しています。

めくっていただいて6ページです。

説明が長いんですけども、一言で言うと、地元の漁協が申請している場合に、限られるということになります。これについて、また別添で説明します。

6ページの下の方に、3、免許をすべき者の決定。

(1) 同一漁場について複数の免許申請がないため、今回は審査を行っていません。全ての漁場について、単独の免許申請になっております。

(2) 免許申請について、法律第 71 条第 1 項（免許をしない場合）に該当しない場合は、法律第 73 条第 1 項の規定により、申請者に免許しなければならないとあります。

7ページですね。

枠の中を見ていただいて、第 73 条、知事は漁業の免許を申請した者に対しては、第 71 条第 1 項に該当する場合を除き、免許しなければならない。

第 2 項で、同一の漁業権について免許の申請が複数あるとき、知事は次の各号に掲げる場合に応じ、免許するものとする。今回、複数の免許申請はなかったので、この規定は審査していません。

では次に、別表、先ほど広げていただいた A 3 の表ですね。ここで今回の申請に対して、適格性の審査表を一覧でまとめています。

審査表が、このページは全て右下のほうにページ番号を振っています。これからページを説明しながら読み上げていきますので、よろしく願います。

表紙をめくっていただいて、1ページと2ページを、ちょっと縦にし

て見てください。

1 ページと 2 ページは、共同漁業権に関する審査結果表となっています。共同漁業権は、項目の左から漁場番号とありまして、共同第 01 号からずっと目を下のほう追っていただいて、共同第 27 号まであります。漁業の名称は、代表的な例を挙げています。申請者が、共同第 1 号の場合は、伊平屋村漁協と伊是名漁協の 2 者の共有になっています。関係地区がそれぞれの市町村名が書いています。

真ん中ほどですね。上のほうに免許をしない場合とあります。ここで適格性の審査がありまして、第 1 号で適格性の審査、関係地区の全部または一部を含む漁協のところは、全ての漁場に丸がついていますが、これは地元の漁協からの申請であるということを示しています。

次に、右に目を向けてもらって、①地区内で年間 90 日以上沿岸漁業を営む世帯数。その右側に、②地区内で年間 90 日以上沿岸漁業を営む組合員の世帯数とありまして、地元地区で漁業者のほとんどが組合員であるということ、ここで審査してありまして、全ての漁場について、ほとんどの漁業者が組合員であるということ、ここで示しています。第 1 号の適格性の審査では、全て地元の漁協であり、多くが地元漁協の組合員であることを示しています。

次に、第 2 号で、申請内容が海区漁場計画と異なる場合。

第 3 号で、漁業権の不当な集中に至るおそれのある場合。

第 4 号で、漁場が他人の占有所有で、同意がない場合については、全て該当しないので、該当しないという印がしています。

次に、水協法の手続というのが、その右側にあります。

うち漁業法での審査は以上になるんですけども、漁業共同組合が免許の申請をするに当たっては、水協法といたしまして、水産業漁業協同組合法という、別の法律で手続が決められています。具体的に言いますと、大体 6 月なんですけれども、組合の総会において、正組合員の半分以上が出席する総会において、3分の2以上の正組合員の賛成を得ていないといけないという規程があります。これについても全ての漁場について、正組合員のうち半数以上が総会に出席をしており、3分の2以上がこの免許申請については賛成しているということが、この表に載せてあります。

よって、以上のことから、共同漁業権については、全ての漁協の件について免許してよいのではないかと考えています。これについては、後ほどまた意見があれば委員からお願いします。

次、めくっていただいて、また縦を横にしてもらって、区画漁業権に

ついて、通称「特区」と呼ばれている5年免許です。これが3ページから10ページまであります。漁場の数で400件弱あります。こちらでも共同漁業権のときと同じような整理がされていまして、上のほうの項目を見てもらって、まず、漁場番号が、特区第001号から順に番号が振っています。漁業の名称のところでは、区画漁業権というのは養殖の漁業権ですので、養殖の種類の名前を書いています。特区第001号が、モズクひび建て式養殖業とあって、モズクの養殖の免許です。申請者が伊平屋村漁業協同組合となっていて、団体に養殖というのは、組合が管理する漁業権だということです。関係地区は、地元の市町村名として伊平屋村と書いてあります。

ここで、共同漁業権のときと同じように適格性の審査が行われます。第1号の適格性の審査で、まず第72条第1項は個別漁業権とあって、民間企業などの経営者に対する審査なので、ここは全て斜め線がほとんど入っています。

その右側を見ていただいて、第72条第2項（団体漁業権）とありますが、こちらが今回の審査の対象です。第1号で（更新漁場）、第2号で（新規漁場）で、それぞれ漁業者の世帯数の数え方が違いますが、これについては説明をちょっと割愛しますが、全ての団体漁業権において地元の漁協からの申請であって、全て多くの漁業者が組合員であるということを示しています。ちょっと説明を省きます。

それから、第2号、申請内容が海区漁場計画と異なる場合。

第3号、漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合。

第4号、漁場が他人の占有所有でない、同意がない場合について、いずれも該当がないということを示しています。

最後に、水協法の手続きですけれども、これも共同漁業権と同じように、正組合員の半数以上が出席をする総会において、3分の2以上の賛成を得ることが必要ですが、これも全ての漁場について満たしていることは確認が済んでいます。団体漁業権については、このような内容であります。

次、個別漁業権とあって、経営者に免許される漁場について説明します。

5ページを開いてください。

5ページで、真ん中より少し下のほうに網かけの箇所が4か所あります。恩納村、申請者が恩納村漁業協同組合で、これは組合が管理する漁業権ではなくて、組合が自ら経営する漁業権ということで4件あります。養殖の種類としては、サンゴの海底固定式養殖業4件になります。これ

についての審査ですけれども、漁業や労働に関する法律遵守の欠如があるかないか、暴力団員等に該当しないか、法人であってその役員、使用人がそのさきに該当、つまり議題に書いてある漁業や労働に関する法律の遵守の欠如があったり、暴力団員等に該当するケースですね。最後に、暴力団員等による実質的経営になります。恩納村漁業協同組合については、いずれも該当しないと判断しておりますが、これについても後ほどの審議で意見があればお願いいたします。

あとまためくっていただいて、8 ページのほぼ真ん中ほど、特区の第 265 号、漁業の名称は真珠母貝垂下式養殖業とあって、申請者が有限会社ケラマ真珠です。これは座間味村において真珠母貝の養殖をしているものでして、長年ここで行っており、適格性の審査においては、これまで特に問題はないのかなと思います。

まためくっていただいて、9 ページ、特区第 318 号です。藻類海底固定式養殖業とありまして、申請者が波平 喬さんと佐久本洋平さんです。これはちょっと特殊な申請のケースでして、多良間村で、地元の方がこの藻類の養殖を行いたいというものです。多良間村には地元漁業協同組合がないので、個人の方が共有で申請をしています。こちらも特に適格性の審査においては問題ないのかなと判断しております。

めくっていただいて 10 ページです。下の 2 件、特区第 388 号がカキ垂下式養殖業です。特区第 389 号が真珠母貝垂下式養殖業、いずれも琉球真珠株式会社でして、八重山地域においても長年真珠の養殖を手がけている方です。このうちカキ垂下式について、今回新規漁場になります。こちらについても、適格性の審査においては、長年地元で養殖を営んでおり、特段問題はないのかなと判断しています。

以上が、区画漁業権のうち、5 年免許についての適格性の審査の結果です。

最後に 11 ページめくってください。

残る養殖の漁業権のうち 10 年免許が表 3 とあります。こちらは必ず経営者免許といって、必ず個別漁業権になっていまして、上からクルマエビの築堤式養殖業。これは屋我地島で、合資会社沖縄養殖センターさんが行っています。

それから、区画の第 04 号で、クルマエビ築堤式養殖業、これが与那城の平安座島で、株式会社海老の宮川が行っています。

区画第 05 号が、これもクルマエビ築堤式で、知念漁業協同組合が、組合が自ら経営をしているものです。

区画第 06 号が、真珠垂下式養殖業で、座間味村でケラマ真珠さんです。

区画第 07 号と 08 号が、クルマエビの築堤式養殖業で、地元の久米島漁業協同組合が行います。

区画の第 09 号が、クルマエビの築堤式養殖業で、南西興産株式会社、これも久米島で行っています。

区画の第 10 号、クルマエビ築堤式養殖業、有限会社あさひで、宮古島で行っています。

区画第 11 号、クルマエビ築堤式養殖業、これは宮古島漁業協同組合が、組合自らが経営しております。

区画の第 12 号と 13 号が、伊良部島で、ガザミ網仕切り式養殖業を、株式会社蟹蔵が、個人経営で行っています。

区画第 14 号は、クルマエビ築堤式養殖業で、八重山漁業協同組合が、組合自らが経営しております。

最後に、区画の第 15 号から 18 号が、真珠垂下式養殖業で、琉球真珠株式会社です。

以上の全てがこれまで免許を受けており、適格性においては特に問題はないのかなと思われます。

最後に表の 4、定置漁業権です。これも必ず経営者自らが行う免許でして、定置の第 01 号と 02 号が、国頭漁業共同組合です。

定置第 03 号が、金武漁業共同組合で、定置第 04 号が、申請者は照喜名 智氏で、定置の第 05 号が、読谷村漁業となっています。

定置第 06 号については、今回、漁場計画に上げていましたけれども、申請予定の方が事業の見直しということで、今回申請がありません。

以上、表 3 の区画漁業権 10 年免許と、表 4 の定置漁業権については、いずれも適格性に問題はなく、全て免許してよいのかなと思います。

あと、12 ページ以降が、今回免許される漁場全ての地域図になっています。これは参考添付ですので、後ほど確認してください。

最後の説明として、議案書に再び戻っていただいて、7 ページ、4、漁業の免許についての適格性に係る審査での特記事項。

今回、審査においてちょっと特記をしまして、まず、特区第 203 号、サンゴ垂下式養殖業及び特区第 204 号、サンゴ海底固定式養殖業は、与那原・西原町漁協が漁業権者であります。県が漁港内でのサンゴ養殖における漁業法違反、つまり漁業権の免許を受けていない場所でサンゴ養殖をしている事例が見つかりまして、その違反の調査をしている中で、漁業法第 90 条に基づき、当該漁協が県に報告している資源管理状況等の報告、いわゆる漁業権の実績報告と呼ばれるものですが、この中において、いずれの漁場において、行使実態がないですが、実績ありと

いう報告を行っているということが判明しました。同漁協は県に対して、今後は適正に報告するように行使者、つまり漁業者の養殖状況を、今後はちゃんと詳しく調査をして報告していく意向を示していることから、県は漁業法に照らし合わせ、本件の申請に対して免許することが可能であると判断しております。

今後、県は同漁協に対して、サンゴ養殖の漁業法違反が判明したこの行使予定者の漁業権の行使状況を把握して、資源管理状況等の報告を適正に報告するよう文書にて指導することにしております。違反が見つかったことに加えて、養殖の状況を詳しく調査をしないで、漁業権を使っていないんだけども使っているよと報告をしたということについては、今後は是正をしていくということで、今回は免許してよいのではないかと判断しております。

以上、適格性の審査及び免許の可否について審査結果を説明いたしました。委員の皆さん、審議よろしくお願ひいたします。

○上原議長 はい、ただいま第1号議案について、事務局より説明がございました。

説明について、中身について、何か委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○天方委員 よろしいですか。

○上原議長 はい、天方委員、お願ひします。

○天方委員 最後にご説明いただいたこの特区第230、240号ですので、7ページですけれども、3段落目、今後、適正に報告するよう状況を精査し報告していく意向を示していることから、免許することが可能であると判断したというふうにあるんですけれども、これは5ページにあります漁業法72条の1号で、引き続き遵守することが見込まれないものじゃないという要件に関する記載なのかなというふうに思うんですが。

ちょっと私が疑問なのが、結論は特段異議はないんですけれども、そもそも90条で資源管理状況の報告をしましたと。その中に事実じゃない報告がありましたということがあったとしても、それって漁業法違反じゃないんじゃないか。つまり報告はしているんだと。報告の中に事実と異なる報告が含まれていた。つまり実施をしていないのに実施をしているという事実が含まれている。そうだとすると、そもそも漁業法違反じゃないので、72条1項1号の問題に当たらない。どういう意向を示しているのが関係なく免許しなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○上原議長 事務局。

○事務局（本永） いいですか、私が説明いたします。

5 ページにある第 72 条の第 1 項の適格性がないとされる、個別漁業権とって、経営者免許に関する審査、内容です。最後の養殖については、団体漁業権とって第 2 項で審査するものなので、本来は、この第 1 項の漁業関係法令を遵守云々というのは審査の対象にならないですが、とはいえ、資源管理状況等報告では、この報告の内容を基に免許をするかという判断や、あと、その後の継続などについても、毎年審査をすることになっているので、この報告の中でちゃんと漁業権の使用状況をちゃんと調査もしないで、このような報告があると、全ての漁業権について疑われないといけなくなってくる事案になるもんですから、今回はちょっと慎重に、このまま免許していいのかという判断したということですよ。なので、厳密にいうと、第 72 条第 1 項での審査ではないという指摘はそのとおりです。

○天方委員 そうだとすると、なおさら免許しないということはどうもできない。

○事務局（本永） できない、はい。

○天方委員 ですから、検討するもしないもないんじゃないかと思うんですけども。

○事務局（本永） はい。

○天方委員 検討して不適切だなと思ったところで、免許しなきゃいけないんですか。とすると、そのことを検討して可能であると判断したというのは正しくないですよ。拒否できないわけですから。違いますか。

今回の与那原・西原町漁協の免許申請に対して、適格性を否定するなり、何か別の理由で免許しないということが、そもそも不可能ですよ。なので、結論はもう検討するまでもなく、免許する以外にないということと終わらなきゃいけない話なんじゃないかなというふうに思います。

○事務局（本永） そうですね。そのように判断したいと思います。

ただ一方で、報告書の内容に間違いがあるということについては、指導の対象に、また別の法律でありますので、それは引き続き行いたいと思います。

○天方委員 もちろん、それを免許の可否とは全く別の話です。了解しました。

○上原議長 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

本件については、事務局のほうで各関係者と綿密に調整を重ねた上で、

本日提案をさせていただきますので、特にご異議がなければお諮りをしたいと思います。

ただいま事務局より説明のあったとおり、適格性の審査及び免許の可否については、提案のとおり承認をするということによろしいですか。

(「はい」という声、多数あり)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

第1号議案 適格性の審査及び免許の可否については、提案された事項については提案のとおり承認をすることにいたします。

それに伴い知事への答申案が必要ですので、事務局より答申案についての説明をお願いしたいと思います。

○事務局（本永） 議案書の最後のページ、8ページをお開きください。

これが答申案でして、当委員会から県知事宛てです。

漁業権免許申請に係る適格性及び免許の可否について（答申）。

答申の内容ですが、記より下になります。

1、免許についての適格性について。

免許申請のあった全ての者について、適格性を有しており、異議はない。

2、免許をすべき者の決定について。

免許申請のあった全ての者について、免許することが適当であり、異議はない。

以上です。よろしく願いいたします。

○上原議長 はい、ただいま説明がありましたが、知事に対する答申案について、ただいま報告のあった免許についての適格者については、適格性を有しており異議はないと、免許すべき者の決定については、今、審議をしていただいた皆さんに免許することに異議はないというような書きぶりで答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員の皆さん、よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 はい、ご異議ないようですので、答申案については、今、報告をした形の答申案で、知事に対し報告をしたいと思います。

では、議案としては以上でございます。

次に、報告事項、何かございますか。

○事務局（秋田） 事務局からよろしいでしょうか。

先日、前回、海区でも報告させていただいた、ソデイカの委員会指示に関して、奄美海区と、昨日、おとといと、会長と八前委員と、奄美大

島のほうに出張して意見交換会を行ってきました。

ただ、この件に関しては、ソデイカに漁業に関わりの深い大城委員も、今回不参加ですので、9月8日の定例の委員会のほうで、その内容について改めて報告させていただきたいと思います。

アンケートの結果についても、その次回の海区で報告させていただく予定です。この件については、また次回、よろしく願いいたします。

事務局から以上です。

○上原議長 報告事項がなければ、本日の審議事項は全て終了しましたので、最後に附帯決議を採らせていただきます。

本日の決議事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任をするということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、附帯決議については提案のとおり承認することといたします。

以上で、本日の議案は全て終了しましたので、議長は進行を事務局に譲ります。よろしく願いします。

○事務局(紫波) ありがとうございます。

事務の進行にちょっと不手際がありまして、おわびを申し上げます。

次回の海区は、9月8日金曜日に行います。会場は、いつもの県庁6階、第2会議室での開催を予定しております。

今後の開催形式についてなのですが、コロナウイルス感染症の感染が収まりつつありますし、今後、先ほど報告のありましたソデイカの委員会指示更新など議論を詰めていく案件も控えておりますので、対面での会開催を基本としていきたいと思いますが、体調がすぐれない場合、業務多忙の場合など、ご都合に合わせてウェブ形式も活用いただければと考えております。

引き続き活発なご議論をよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○上原議長 はい、ありがとうございました。お疲れさまでした。

令和5年8月24日

議長

議事録署名人

議事録署名人